

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 告示
 - 生活保護法による介護扶助等のための介護機関を指定した件 一一
 - 救急病院等を定める省令により救急病院を認定した件 一一
 - 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があった件 一一
 - 大規模小売店舗立地法により県が意見を述べた件二件 二一
 - 土地改良法により換地計画を定めた件 二二
 - 保安林の指定をする予定である件 二二
 - 保安林の指定をする件三件 二二
 - 保安林の指定を解除する予定である件 三三
 - 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件三件 四四
 - 廃川敷地等が生じた件二件 八四
- 公告
 - 土地改良区の役員が退任した旨届出があった件 九九
 - 土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件 九九
- 福島県労働委員会
 - 地方公営企業等の労働組合について労働組合法第二条第一号に規定する者の範囲を認定した件 九

告 示

福島県告示第一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第二項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、介護扶助及び介護支援給付のための居

宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は介護予防福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定した。
令和六年一月九日

福島県知事 内堀 雅雄

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	サービスの種類
コスモ調剤薬局 古殿町店	石川郡古殿町大字松川字林一四一三	株式会社コスモファーマ	郡山市桑野三丁目二番二号	令和五年二月一日	居宅療養管理指導 介護予防 防居室療養管理指導

（社会福祉課）

福島県告示第二号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を令和六年一月一日救急病院として認定した。
令和六年一月九日

福島県知事 内堀 雅雄

名称 南相馬市立総合病院

所在地 南相馬市原町区高見町二丁目 令和八年二月三十一日
五四番地の六

（地域医療課）

福島県告示第三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和六年一月九日から同年五月九日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県東北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び福島市総務部総務課市民情報室に備えて縦覧に供する。
令和六年一月九日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ザ・ビッグ福島大森店 福島県福島市大森字城ノ内二十七番地ほか
- 二 変更した事項
1 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表

者の氏名

(変更前) マックスバリュ南東北株式会社

代表取締役 熊谷 美知雄

(変更後) マックスバリュ南東北株式会社

代表取締役 大南 淳二

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) マックスバリュ南東北株式会社

代表取締役 熊谷 美知雄

(変更後) マックスバリュ南東北株式会社

代表取締役 大南 淳二

三 変更した年月日

平成二十八年十月二十四日

四 届出年月日

令和五年十二月十八日

五 届出をした者

マックスバリュ南東北株式会社

(商業まちづくり課)

福島県告示第四号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和六年一月九日から同年二月九日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び本宮市産業部商工観光課に備え置いて縦覧に供する。

令和六年一月九日

福島県知事 内堀 雅雄

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称)カワチ薬品福島本宮店 福島県本宮市本宮館町百九十八番一ほか

二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要

意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第五号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和六年一月九日から同年二月九日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び郡山市産業観光部産業雇用政策課に備え置いて縦覧に供する。

令和六年一月九日

福島県知事 内堀 雅雄

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称)クスリのアオキ磐城守山店 福島県郡山市田村町守山字小性町百二十八番地三ほか

二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要

意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、堰場地区の県管区画整理事業に係る換地計画を定めた。このために係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和六年一月九日

福島県知事 内堀 雅雄

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧の期間

令和六年一月十日から 月二十九日まで (二十日間)

三 縦覧の場所

会津若松市役所

(農村基盤整備課)

福島県告示第七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和六年一月九日

福島県知事 内堀 雅雄

一 保安林予定森林の所在場所

南相馬市小高区井田川字南新田七五一の一四、七五一の一五、七六八の四、七六九の二から七六九の四まで、七七二の二から七七二の四まで、七七三の二、七七三の三、七七四の三、七七四の四、七九八の一から七九八の一〇まで、七九九の一から七九九の六まで、八〇〇の一から八〇〇の五まで、八〇一の一から八〇一の五まで、八〇二、八〇三、八一二の一から八一二の四まで、八一六の一、八一七の一、八一八の一、八二〇の一、八二二、八二二、八二六、八二七の二、八二八の二、八二九の二、八三〇の一、八三〇の二、八三一の一から八三一の三まで、八三二の一、八三四から八五三まで、八五六から八六〇まで、八六一の一、八六一の二、八六二から八六四まで、八六七、八六八の一、八七〇の二、八七四の三、八七五から八七七まで、八八五、八八

福島県告示第十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和六年一月九日

福島県知事 内堀 雅雄

保安林の所在場所

- 一 南相馬市小高区角部内字反田八の一、九の一、一〇の一、二〇の一、二一の一、二二の一、二三、二四の一、二五から二八まで、三七から四二まで、四三の一、四四の一、四五の一、四六の一、四七の一、四八の一、四九の一、五〇、五一の一、五二の一、五三の三、五三の一、五三の三、五四の一、五五から五八まで、七〇から七四まで、七五の一、七六の一、七七の一、七八の一、七九の一、八〇から八二まで、八三の一、八四の一、八五の一、八六の一、八七から九二まで、九三の一、九四の一、九五の一、九六、一〇〇の一、一一一の一、一二二から一三五まで、一三六の一、一三七の一、一三八の一、一三九の一、一四〇の一、一四二の一、一四三

指定の目的

潮害の防備

指定施業要件

- 1 立木の伐採の方法
 - (一) 主伐は、択伐による。
 - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、南相馬市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び南相馬市役所に備え置いて縦覧に供する。）

（森林保全課）

福島県告示第十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

令和六年一月九日

福島県知事 内堀 雅雄

解除予定保安林の所在場所

- 一 いわき市小川町上平字前田四七の二、五九
- 二 保安林として指定された目的
 - 水害の防備

（森林保全課）

解除の理由

河川管理施設用地とするため

（森林保全課）

福島県告示第十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和六年一月九日

福島県知事 内堀 雅雄

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

- 1 須賀川市勢至堂字鬼面山三の一、字岩瀬山一の一から一の四まで
- 2 保安林として指定された目的
 - 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、須賀川市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度
 - 次のとおりとする。

変更後の指定施業要件

- 2-1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 - 須賀川市滝字不動畑三五、三六
- 2 保安林として指定された目的
 - 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、須賀川市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度
 - 次のとおりとする。

変更後の指定施業要件

- 2-1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 - 須賀川市滝字不動畑三五、三六
- 2 保安林として指定された目的
 - 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、須賀川市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度
 - 次のとおりとする。

変更後の指定施業要件

- 2-1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 - 須賀川市滝字不動畑三五、三六
- 2 保安林として指定された目的
 - 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、須賀川市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度
 - 次のとおりとする。

変更後の指定施業要件

- 2-1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 - 須賀川市滝字不動畑三五、三六
- 2 保安林として指定された目的
 - 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、須賀川市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度
 - 次のとおりとする。

福島県告示第十三号

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び須賀川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

（森林保全課）

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。
令和六年一月九日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
いわき市好間町北好間字槐作一一七の六、一一七の二、一一七の二二から一一七の二四まで
 - 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 三 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐に係る伐採種は、択伐による。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、いわき市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度
 - (1) 主伐に係る伐採種は、択伐による。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、いわき市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 次のとおりとする。
- 三 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
いわき市好間町北好間字権現堂一三五の三から一三五の五まで（以上三筆国有林）、一三五の二
 - 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 三 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐に係る伐採種は、択伐による。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、いわき市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 主伐として伐採をすることができる立木は、いわき市森林整備計画で定める

- 四 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
いわき市好間町北好間字権現堂一四八の四（国有林）、一四八の二
 - 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 三 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐に係る伐採種は、択伐による。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、いわき市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度
 - (1) 主伐に係る伐採種は、択伐による。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、いわき市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 標準伐期齢以上のものとする。
- 五 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
いわき市好間町北好間字槐作一一七の七から一一七の一一まで、一一七の二三から一一七の二〇まで
 - 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 三 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐に係る伐採種は、択伐による。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、いわき市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度
 - (1) 主伐に係る伐採種は、択伐による。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、いわき市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 次のとおりとする。
- 六 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
いわき市好間町北好間字馬喰沢一
 - 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 三 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、いわき市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 七1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
いわき市好間町大利字成沢四五、一〇三の一、一〇三の三、一一八の一
保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 2 変更後の指定施業要件
- 3 立木の伐採の方法
 - (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字成沢一〇三の一・一〇三の三(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)
 - (2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (3) 主伐として伐採をすることができる立木は、いわき市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- 八1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
いわき市好間町大利字成沢九九、字井田木一七〇
保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐に係る伐採種は、択伐による。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、いわき市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 九1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
いわき市好間町愛谷字花輪七二
保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐に係る伐採種は、択伐による。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、いわき市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
 - 十1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
いわき市四倉町上柳生字中山二二八の一、二二八の二、二二九から二二二まで、
二二二の三
 - 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字中山二一九から二二二まで
 - (2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (3) 主伐として伐採をすることができる立木は、いわき市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 〔「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及びいわき市役所に備え置いて縦覧に供する。〕
(森林保全課)
- 福島県告示第十四号**
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。
令和六年一月九日
- 福島県知事 内堀 雅 雄
- 一1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
南会津郡南会津町水無字向山六五四の一
 - 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、南会津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

- 二1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
南会津郡南会津町糸沢字岩藤山四〇六三から四〇八一まで
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (2) 主伐として伐採をすることができ立木は、南会津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 三1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
南会津郡南会津町糸沢字萩ノ向四一三一から四一三七まで
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (2) 主伐として伐採をすることができ立木は、南会津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 四1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
南会津郡南会津町静川字小松山乙一三三一の一(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (2) 主伐として伐採をすることができ立木は、南会津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 五1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
南会津郡南会津町針生字下広窪四三三の一(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

- 3 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐に係る伐採種は、択伐による。
 - (2) 主伐として伐採をすることができ立木は、南会津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 六1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
南会津郡南会津町針生字上広窪五三九の一、一七〇の一
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐に係る伐採種は、択伐による。
 - (2) 主伐として伐採をすることができ立木は、南会津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 七1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
南会津郡南会津町針生字沖一七七六の一、一七七八から一七八〇まで
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐に係る伐採種は、択伐による。
 - (2) 主伐として伐採をすることができ立木は、南会津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 八1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
南会津郡南会津町糸沢字栃窪一五五五の三・一五五六の三・一五五七の五・一五五七の八・一五六〇の三・字欠ノ上一五六一の三・一五六三の三・一五六四の三(以上八筆について次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- (1) 主伐に係る伐採種は、択伐による。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、南会津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

九1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

南会津郡南会津町白沢字沼ノ平一三九八の三

保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- (1) 主伐に係る伐採種は、択伐による。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、南会津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

十1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

南会津郡南会津町浜野字蒲沢九五九の四、字滝沢九六六の三

保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- (1) 主伐に係る伐採種は、択伐による。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、南会津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

十一1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

南会津郡南会津町界字木地四二九九の三

保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、南会津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (一) 立木の伐採の限度
- 次のとおりとする。

〔「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び南会津町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

(森林保全課)

福島県告示第十五号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第104号）第四十九条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図面は、福島県土木部河川計画課及び福島県相双建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和六年一月九日

福島県知事 内堀 雅雄

一 河川の名称 二級河川木戸川水系長網川

二 廃川敷地等が生じた年月日 令和六年一月九日

三 廃川敷地等の位置

上流端 双葉郡川内村大字上川内字原四一四番一地从先から

下流端 双葉郡川内村大字上川内字久保一六一番地先まで

四 廃川敷地等の種類及び数量

土地 三、九二四・三六平方メートル

(河川計画課)

福島県告示第十六号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第104号）第四十九条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図面は、福島県土木部河川計画課及び福島県相双建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和六年一月九日

福島県知事 内堀 雅雄

一 河川の名称 二級河川木戸川水系櫛生川

二 廃川敷地等が生じた年月日 令和六年一月九日

三 廃川敷地等の位置

1 上流端 双葉郡川内村大字上川内字中里一〇番七地先から

下流端 双葉郡川内村大字上川内字中里三三八番一地从先まで

2 上流端 双葉郡川内村大字上川内字原四四四番一地从先から

下流端 双葉郡川内村大字上川内字久保一三〇番一地从先まで

- 四 廃川敷地等の種類及び数量
- 1 土地 二、九〇一・六一平方メートル
- 2 土地 二、四一七・六三平方メートル

(河川計画課)

公 告

公告第一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨届出があった。

令和六年一月九日

福島県知事 内堀 雅 雄

土地改良区の名称

千軒平溜池土地改良区

退任した役員

役別 氏名

住所

理事 船生 正一 いわき市四倉町玉山字星作三二番地

(農村計画課)

公告第二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

令和六年一月九日

福島県知事 内堀 雅 雄

土地改良区の名称

四時川沿岸土地改良区

退任した役員

役別 氏名

住所

理事 小野 勝彦 いわき市川部町橋本六三番地

同 山野邊 保嘉 市錦町鈴鹿二七番地

同 田子 英二 市錦町中ノ町四九番地の一

同 村上 善則 市錦町上中田一四八番地の一

同 鷺 三男 市錦町安良町六一番地

同 秋元 榮 市勿来町四沢古身五番地

同 赤津 光則 市勿来町関田南町七番地

同 蛭田 克美 市川部町坂下五三番地の二

同 宮澤 忠一 市錦町江栗馬場五六番地

同 鷺 龍雄 市錦町成沢七〇番地

同 三寄 照夫 市錦町蒲田八〇番地の二

就任した役員

役別 氏名

住所

理事 山野邊 保嘉 いわき市錦町鈴鹿二七番地

同 村上 善則 市錦町上中田一四八番地の一

同 田子 英二 市錦町中ノ町四九番地の一

同 赤津 光則 市勿来町関田南町七番地

同 永井 清一 市錦町大島一三五番地

同 赤津 常夫 市錦町台四〇番地

同 小野 茂 市勿来町四沢古身四番地

同 芳賀 房男 市川部町橋本六二番地

同 田子 長治 市川部町横根一九番地の一

同 芳賀 伝 市川部町成作五八番地

同 鷺 喜光 市錦町ウツギサキ四一〇番地の一

同 宮澤 忠一 市錦町江栗馬場五六番地

(農村計画課)

福島県労働委員会

福島県労働委員会告示第一号

地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）第五条第二項の規定により、同法第三条第四号の職員が結成し、又は加入する労働組合について、職員のうち労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）第二条第一号に規定する者の範囲を次のとおり認定した。

なお、地方公営企業等の労働組合について労働組合法第二条第一号に規定する者の範囲を認定した件（平成三十年福島県労働委員会告示第一号）は、廃止する。

令和六年一月九日

福島県労働委員会

会長 駒田 晋一

- 一 地方公営企業等の名称 いわき市医療センター
- 二 労働組合の名称 自治労いわき市立病院職員労働組合
- 三 労働組合法第二条第一号に規定する者の範囲

勤務箇所	労働組合法第二条第一号に規定する者
いわき市医療センター	院長、副院長、診療局長、救命救急センター長、医療安全管理室長、感染管理室長、病理診断センター長、医療技術部長、医療情報管理部長、患者サポートセンター長、副診

四 認定年月日 令和五年十二月十九日

看護専門学校

療局長、薬局長、事務局長、事務局次長、看護部長、情報システム管理室長、経営企画課長、総務課長、医事課長、施設管理課長、副看護部長、統括主幹、経営企画課長補佐、総務課長補佐、財政経営係長、企画広報係長、総務係長、職員係長、事務局総務課の主査及び事務主任のうち人事・労務を担当する者
校長、事務長、教務主任

(審査調整課)